平成２８年（フ）第２０３号
新潟市北区柳原４丁目３番27号、住民票上の住所新潟市中央区神道寺１丁目７番１号　神道寺ハイツ第１号棟１階108号
破産者　柳澤　　正（旧姓塚本）
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３３号
新潟市西蒲区五之上1771番地
破産者　成澤　正之
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
新潟市東区山木戸５丁目26番２号２　ディアスⅢ101号、前住所新潟市東区東中野山３丁目９番15―1533号
破産者　宮北　芳子
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
新潟市西区ときめき西２丁目８番地８　フリージアＢ105号
破産者　堀内　　博
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
福井県三方上中郡若狭町横渡第11号18番地の１
破産者　永井　幸夫
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第４０号
岐阜県瑞浪市日吉町7906番地の１、開始決定時の住所岐阜県加茂郡川辺町中川辺1332番地６
破産者　池田　浩一
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第４６号
愛知県あま市新居屋辻畑54番地　ハイ・レジデンス　301号（開始決定時の住所　岐阜県高山市千島町462番地８　第一メゾンロワ千島２―Ａ）
破産者　岩垣　　透
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
愛知県岡崎市大西１丁目６番地18
破産者　齊藤久和子
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
愛知県岡崎市中島町字後屋敷37番地６
破産者　大竹　博之
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
愛知県みよし市打越町三本松89番地　レオパレス三本松ヒルズ214号
破産者　吉村　正希
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７３４号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘８番１―109号
破産者　藤田　俊哉
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５号
福岡県田川市夏吉142一本松すずかけ病院あいれふ北病棟、住民票上の住所福岡県嘉麻市上山田1046番地
破産者　梅木三代男
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３１９号
宮崎市大字恒久6772番地３　プチメゾン恒久210号
破産者　平原　秀樹
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７号
宮崎市大字芳士933番地　県営住宅５棟1004号、前住所宮崎市吉村町下藪甲4353番地２　Ｂｒｏｏｋ’ｓＳｑｕａｒｅⅡ405号
破産者　齋藤　敏宣
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８号
宮崎市大塚町水流5127番地１　フォレストウインドイン大塚202号
破産者　西浦　浩二
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９号
鹿児島県霧島市国分新町698番地　プラシード国分102
破産者　末永　裕太
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
鹿児島県霧島市国分姫城3047番地６
破産者　芝　　光男
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係